

これからの贈与税

～課税方法の選択と実効税率の考察～

(1) 暦年課税と相続時精算課税

相続税の補完税たる贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2種類あります。暦年課税には特に要件はありませんが、相続時精算課税の適用に当たっては年齢の要件があります。

(2) 暦年課税

① 概要

その年の1月1日から12月31日までの1年間(暦年)に贈与を受けた財産の額の合計額から基礎控除額 110 万円を控除して贈与税額を計算します。基礎控除以下の贈与については、税務署への申告は不要です。

② 生前贈与加算との関係

相続または遺贈により財産を取得した相続人が、暦年課税により被相続人(亡くなった人)から生前贈与を受けていた場合は、これらのうち相続直前に取得したものは相続により取得したのものとして相続財産に加算します(これを「持ち戻す」といいます)。

③ 令和6年以降の贈与に係る改正点

令和5年以前は、相続開始前3年以内に行われた贈与が持ち戻しの対象でした。これが令和6年以降は、相続開始前7年以内に延長されました(ただし令和6年以降に行われる贈与から対象となるので、令和5年以前に行われた贈与には一切影響はありません)。なお、基礎控除以下のため申告不要だった部分も持ち戻しの対象となりますが、緩和措置として、持ち戻す際にこの延長になった4年間に受けた贈与財産から最大で総額100万円を控除することができるようになりました。

(3) 相続時精算課税

① 概要

60歳以上の父母(祖父母)から18歳以上の子(孫)に財産を贈与する場合には、累計で2,500万円までの贈与について贈与時には贈与税がかからない制度です。一度この制度を選択すると、その贈与者からの贈与については暦年課税に戻れません。

② 生前贈与加算との関係

相続時精算課税により被相続人から生前贈与を受けていた場合は、これらの全ての財産(※令和5年まで。令和6年以降は次頁③参照)を被相続人から相続により取得したのものとして相続税財産に加算することとされていました。

③ 令和 6 年以降の贈与に係る改正点

令和 6 年以降の贈与について、新たに年間 110 万円の基礎控除が創設されました。これにより、相続時精算課税においては年間 110 万円までの部分は持ち戻す必要がなくなりました(110 万円以下の贈与であれば贈与税の申告自体が不要)。ただし、相続時精算課税を適用する初年度において 110 万円以下の贈与となる場合には、申告は不要ですが受贈者の戸籍謄本等を添付した「相続時精算課税選択届出書」を税務署に提出する必要があります。

(4)使い方によっては年間 220 万円までの贈与が非課税に

これまでは年間で最大 110 万円までの贈与が非課税でしたが、令和 6 年からは上記(2)と(3)の組み合わせにより、例えば父からは相続時精算課税で 110 万円、母からは暦年課税で 110 万円もらった場合、それぞれが基礎控除以下となるため最大で年間 220 万円まで非課税で贈与を受けることができるようになりました(このケースだと、母からの贈与について相続時に持ち戻されるリスクは残ります)。これが父母からではなく祖父・祖母から相続人とならない孫への贈与であれば、相続時に財産をもらわない限り持ち戻しのリスクも解消しつつ、受贈者(もらう人)1 人に対して年間 220 万円まで非課税で贈与できます。

注意が必要なのは、例えば父・母(祖父・祖母)からの贈与につきいずれも相続時精算課税を選択した場合は、基礎控除は 110 万円という点です。贈与者(あげる人)ごとに 110 万円の基礎控除があるのではなく、1 つの制度ごとに受贈者 1 人につき 1 暦年で 110 万円の基礎控除という解釈になります。

(5)どちらが有利？

贈与者の年齢、所有する財産の額、贈与する財産の額により様々なパターンが考えられますが、多額の財産があり相続税率が高くなる場合は、概ね次のように考えることができます(贈与者は 60 歳以上と仮定)。

- ① 贈与者が比較的若く、今すぐ相続を考えなくてもよい(=相続発生まで 7 年以上ある)場合で贈与財産が 110 万円以下のケース
→持ち戻しを心配する必要がないため、暦年課税でも相続時精算課税でも有利不利はありません(今後どうなるかわからないのでとりあえず暦年課税のままにしておく、又は突然の相続に備えて相続時精算課税を選択しておくという考え方はあると思います)
- ② 贈与者が比較的若く、今すぐ相続を考えなくてもよい(=相続発生まで 7 年以上ある)場合で贈与財産が 110 万円を超えるケース(贈与税の実効税率が将来の相続税の実効税率より低い場合。贈与税率の方が高くなる場合は贈与のメリットがないため、ここでは考慮外とします)
→持ち戻しを心配する必要がないため、確実に贈与者の財産から切り離せる暦年課税の方が有利と考えられます
- ③ 贈与者が高齢(=相続発生まで 7 年以内の可能性がある)で贈与財産が 110 万円以下のケース
→暦年課税の場合は持ち戻される贈与財産の合計額から最高で 100 万円が加算対象から除外され、相続時精算課税の場合は同じく毎年 110 万円以下の金額が持ち戻し不要となる相続時精算課税を選択した方が有利と考えられます
- ④ 贈与者が高齢(=相続発生まで 7 年以内の可能性がある)で贈与財産が 110 万円を超えるケース

→暦年課税と相続時精算課税のいずれの制度においても相続財産に加算される金額があります。ただし、上記③と同じ考え方で暦年課税の場合は最大で総額 100 万円、相続時精算課税の場合は毎年 110 万円以下の金額(例えば 110 万円×7 年分=770 万円)が持ち戻し不要となるため、相続時精算課税を選択した方が有利と考えられます

→全ての方に当てはまるわけではありませんが、贈与者が若いうちは暦年課税で、相続を考える年齢になったら持ち戻し不要の 110 万円を利用した相続時精算課税を選択するという方法が節税につながるのではないのでしょうか。

(6)贈与財産の実効税率からの考察

あくまで理論上の計算となりますが、暦年課税と相続時精算課税それぞれの下で贈与する財産の額と贈与を続ける期間ごとに「贈与財産の実効税率」を将来想定される相続税率により分けて計算すると、次のマトリクスになります(それぞれ黄色い欄の方が有利)。例えば、相続税率が 30%と見込まれる人が 500 万円を 20 年間にわたって贈与する場合を比べてみます。その贈与により相続財産から切り離された 1 億円(500 万円×20 年間)に対する実効税率は、暦年課税では 16.5%ですが相続時精算課税では 23.4%となるので暦年課税有利と考えることができるということです。ざっくりとですが、

→相続税率が高いと見込まれる場合は暦年課税により贈与する財産の額を増やして贈与した方が有利

→相続税率が低いと見込まれる場合は相続時精算課税により贈与した方が有利

→いずれにしても生前に贈与して対策した方が良い

という傾向があることがわかります。令和6年以降の贈与においては、暦年課税には不利な改正(持ち戻し期間が 3 年→7 年)が、相続時精算課税には有利な改正(持ち戻し不要の 110 万円の基礎控除創設)が入りましたが、相続税率が低いと見込まれる場合には相続時精算課税によりコツコツと贈与するという選択肢が増えたと言えます。

★相続税率が40%の場合の比較

	暦年課税						精算課税					
	5年	10年	15年	20年	25年	30年	5年	10年	15年	20年	25年	30年
110万円	32.72%	24.36%	16.24%	12.18%	9.74%	8.12%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
200万円	36.00%	27.35%	19.73%	15.92%	13.64%	12.11%	18.00%	18.00%	18.00%	18.00%	18.00%	18.00%
300万円	37.33%	28.56%	21.15%	17.45%	15.22%	13.74%	25.30%	25.33%	25.33%	25.33%	25.33%	25.33%
500万円	38.40%	30.11%	23.30%	19.90%	17.86%	16.50%	31.20%	31.20%	31.20%	31.20%	31.20%	31.20%

★相続税率が30%の場合の比較

	暦年課税						精算課税					
	5年	10年	15年	20年	25年	30年	5年	10年	15年	20年	25年	30年
110万円	24.54%	18.27%	12.18%	9.13%	7.30%	6.09%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
200万円	27.00%	20.85%	15.40%	12.67%	11.04%	9.95%	13.50%	13.50%	13.50%	13.50%	13.50%	13.50%
300万円	28.00%	21.90%	16.71%	14.11%	12.56%	11.52%	19.00%	19.00%	19.00%	19.00%	19.00%	19.00%
500万円	28.80%	23.31%	18.77%	16.50%	15.14%	14.23%	23.40%	23.40%	23.40%	23.40%	23.40%	23.40%

★相続税率が20%の場合の比較

	暦年課税						精算課税					
	5年	10年	15年	20年	25年	30年	5年	10年	15年	20年	25年	30年
110万円	16.36%	12.18%	8.12%	6.09%	4.87%	4.06%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
200万円	18.00%	14.35%	11.06%	9.42%	8.44%	7.78%	9.00%	9.00%	9.00%	9.00%	9.00%	9.00%
300万円	18.66%	15.23%	12.26%	10.78%	9.89%	9.30%	12.66%	12.66%	12.66%	12.66%	12.66%	12.66%
500万円	19.20%	16.51%	14.24%	13.10%	12.42%	11.97%	15.60%	15.60%	15.60%	15.60%	15.60%	15.60%

★相続税率が10%の場合の比較

	暦年課税						精算課税					
	5年	10年	15年	20年	25年	30年	5年	10年	15年	20年	25年	30年
110万円	8.18%	6.09%	4.06%	3.04%	2.43%	2.03%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
200万円	9.00%	7.85%	6.73%	6.17%	5.84%	5.61%	4.50%	4.50%	4.50%	4.50%	4.50%	4.50%
300万円	9.33%	8.56%	7.82%	7.45%	7.22%	7.07%	6.33%	6.33%	6.33%	6.33%	6.33%	6.33%
500万円	9.60%	9.71%	9.70%	9.70%	9.70%	9.70%	7.80%	7.80%	7.80%	7.80%	7.80%	7.80%

【実行税率の計算式】

① 暦年課税については、最大7年間(※ 贈与期間が5年の場合は5年)の持ち戻しがあるものとして、次の算式で計算しています。

$$\frac{(\text{年間贈与税額} \times (\text{N年} - 7 \text{年} \times)) + (\text{毎年の贈与財産の額} \times 7 \text{年} \times - 100 \text{万円}) \times \text{相続税率}}{\text{N年間の贈与財産の合計額}}$$

② 相続時精算課税については、次の算式で計算しています。

$$\frac{(\text{毎年の贈与財産の額} - 110 \text{万円}) \times \text{N年} \times \text{相続税率}}{\text{N年間の贈与財産の合計額}}$$

連年贈与の場合は、最初から一つの契約に基づき贈与するつもりだった(前頁(6)の例で言うと、最初から1億円を20年間にわたって贈与する計画だった)と税務署に疑われないように、毎年きちんと贈与契約書を交わして証拠を残しておくことが大切です。

(相続事業部 税理士 大宮拓郎)